

博士論文 概要書

(和文 論文題目)

アイザイア・バーリン

(－和文 論文副題－)

多元主義の政治哲学

(英文 論文題目)

Isaiah Berlin

(－英文 論文副題－)

The Political Philosophy of Pluralism

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 社会思想研究

(氏名)

上森 亮

・論文の目的

本論文は、20世紀を代表する政治哲学者・政治思想史家であるアイザイア・バーリン(1909-1997)の諸思想を包括的に解釈することを目的としている。周知のように、バーリンは自身の体系を展開した「主著」というものを書かなかった。それゆえに、様々な分野(哲学、歴史学、倫理学、政治哲学、思想史、芸術論)について論じたバーリンを何らかの単一の指導的な観念に関連付けて描写することは非常に困難である。しかしまた、バーリンは自身の諸思想にはある種の統一性があり、相互に関連しているとも述べていた。そこで、本論文では、バーリンの諸思想をいくつかの分野に分けて多面的に記述すると同時に、そうした相互の関連にも注意を払うことを目指した。

・論文の構成

はじめに

第I部 哲学から政治理論へ

- 第1章 哲学における実証主義批判
- 第2章 歴史学における諸問題
- 第3章 倫理学から政治理論へ

第II部 バーリンの自由主義

- 第4章 平等概念の分析
- 第5章 「二つの自由概念」を読む
- 第6章 価値多元主義について
- 第7章 多元主義と自由主義的寛容

第III部 実践としての「思想史」

- 第8章 ロマン主義の遺産
- 第9章 ナショナリズムの諸相
- 第10章 ロシア・インテリゲンツィアの独創性

第IV部 批判と向き合う

- 第11章 シュトラウスらの相対主義批判
- 第12章 テイラーの消極的自由批判
- 第13章 ペティットの共和主義的自由
- 第14章 ドゥオーキンの多元主義批判
- 第15章 多元主義と自由主義

おわりに

・概要

第 I 部 哲学から政治理論へ

第 1 章 哲学における実証主義批判

本論文の第 I 部は、バーリンの哲学に関する諸論考を分析することから始めている。その際に注目したのが、「論理実証主義」と呼ばれる哲学上の潮流に対する批判である。哲学者としてその学問的キャリアを出発させたバーリンは、当時非常に注目を集めていた論理実証主義を批判する諸論考を書いている。第 1 章では、このバーリンの諸論考をもとにして、論理実証主義に対する批判を吟味するとともに、バーリンの思考の特徴を明らかにした。論理実証主義のテーゼの中で特にバーリンが批判するのが、検証原理と現象主義である。検証原理は「経験的に検証可能な言明のみが有意味である」という原理であるが、バーリンはこれに対して検証不可能であっても有意味な言明を反例として用いることによって、検証原理が有意味性の基準として不適切であると論じる。また、直接的な知覚の対象（現象、センスデータ）から世界を論理的に構成することを目指す現象主義については、定言命題と仮言命題の論理的な差異を捉えられない点を指摘し、批判の根拠とする。さらに、バーリンは哲学における伝統的な思考のパターンを「インフレ主義」と「デフレ主義」とに区別し、それぞれに対して興味深い批判を行っている。以上のような批判から浮かび上がるバーリンの思想の特徴は、「常識」の重視とまとめられる。この常識の重視は後の章における分析においても前提とされるものであるため、非常に重要である。最後に、本章の末尾では、バーリンの捉える哲学の本性や目的を明らかにした。バーリンにとっての哲学の課題とは通常的思考のカテゴリーを分析することであり、それはまたカテゴリーの歴史的变化を追跡することでもある。この歴史的变化に注目することは歴史学におけるいくつかの問題を提起するため、次章ではこのトピックを扱っている。

第 2 章 歴史学における諸問題

本章では、「20 世紀後半以降盛んとなった歴史的説明に関する論争においてバーリンはどのような地位を占めるのか」という問いを念頭に置いて、歴史学・歴史哲学に関する論考を分析した。まず、論理実証主義の影響を受けた C・ヘンペルの有名な論文「歴史学における一般法則の機能」によって口火を切られた歴史的説明論争の論点を明らかにし、続いてその論点についてのバーリンの見解を明らかにした。この 2 章での考察において明らかになったのは、ここでもバーリンが常識、あるいは「現実感覚」と呼ぶようになったものを重視していたということである。この解釈を補完するために、第 2 章では自由意志論争と歴史学における価値判断の問題に対するバーリンの見解を整理し、常識の重視という点で思考に一貫性があることを示した。バーリンは、自由意志論者と決定論者の間の論争において自由意志論を擁護しているように思われるが、決定論を直接批判しているわけではない。そうではなく、決定論と常識は一致せず、もしも決定論が真理であるならば、常識のカテゴリーは大幅に改訂されなければならないが、決定論者はこの大幅な改訂の問題に注意を払っていない、

というのがバーリンの主張である。同様に、歴史家が用いるカテゴリーも日常のカテゴリーであり、日常のカテゴリーにおいては価値判断と事実判断は複雑に絡み合っているのであるから、歴史家も価値判断を前提としなければならない、と論じている。この論点は「日常の価値判断は客観的でありうるのか」という問題を示し、次章はこの問題を検討することから始めている。

第3章 倫理学から政治理論へ

本章は、歴史学における価値判断の問題から引き継がれた「価値判断は客観的でありうるのか」という問題を検討することから始め、バーリンはある種の客観的価値や普遍的価値の存在を擁護していることを示した。バーリンによれば、日常の道徳判断において「客観的」という語は「客観的でない、主観的」という語と対比的に用いられる限りで、意味をもつが、「すべての価値判断は主観的である」と主張する主観主義ではこの対比を捉えられない。ゆえに、日常のカテゴリーを前提とするならば、ある種の客観的価値の存在を前提としていることになる。また、普遍的価値については、20世紀の全体主義がもたらした広範な恐怖、つまり広く共有された道徳的反応の観点からその存在を擁護し、こうした普遍的価値が日常のコミュニケーションの根底にあるとも論じている。これらのことを論じたうえで、第3章の残りの部分では「バーリンにとって倫理学あるいは政治哲学とは何か」という問題に答えることを目指した。バーリンによれば、倫理学の基本的な問題は「いかに生きるべきか」であり、これが社会に適用されたものが政治哲学である。さらに、この章においては、バーリンにとっては政治哲学と政治思想史は緊密に結びついていることも示した。

第II部 バーリンの自由主義

第4章 平等概念の分析

第4章では、「平等」概念を分析し、その特徴を整理した。バーリンによれば、平等概念の核にあるのは「十分な理由がないならば、すべての人は同様の扱いを受けなければならない」という公式である。当然のことながら、あらゆる点で人間を平等に扱うことは困難なので、「十分な理由」の特定が必要となる。この特定は、平等以外の価値を持ち出さなければ不可能であるため、一元主義的な目的として設定された場合の平等の追求は不合理であることになる。また、あらゆるルールは必然的に何らかの平等を含意するが、ルールがルールであるがゆえに拒否することを主張するロマン主義者もいる。バーリンは、このタイプのロマン主義を簡単に退けるべきではないと論じる。本章では、これを自由主義に対する警告として解釈し、章を閉じている。

第5章 「二つの自由概念」を読む

20世紀においてもっとも読まれた政治哲学の論考と言われる「二つの自由概念」を吟味することが本章の目的である。従来、「消極的自由と積極的自由の対比において、バーリンは積極的自由を批判した」というのが共通に受け入れられた解釈であった。本章の分析にお

いては、こうした従来の解釈は（間違っていないにしても）不十分であることを示した。簡単に言えば、従来の解釈は、消極的自由と積極的自由の対比にばかり注目してきた。しかし、それに加えて、合理主義と経験主義、一元主義と多元主義の対立も「二つの自由概念」の底を流れるテーマであり、この観点から「二つの自由概念」を分析する必要がある、というのが私の解釈の基本的な論点である。この点を踏まえて、本章では、「バーリンが批判するのはある種の合理主義の枠内で一元主義的な目的として解釈された積極的自由である」という結論を導き出した。このように自由概念の分析においても多元主義が重要であることに注意を払ってから、次章では多元主義に注目した。

第6章 価値多元主義について

本章では、一元主義と多元主義を対比させ、多元主義の特徴を明らかにした。バーリンによれば、価値多元主義とは価値の複数性だけではなく、価値の衝突を想定するテーゼである。このことは「完全な社会」という観念が概念的に一貫していないことを示すとともに、選択の必要性も示すことにつながる。しかし、バーリンは諸価値の衝突を和らげて、妥協によって不安定な均衡をもたらすべきだと述べているため、根源的選択や価値の対立に積極的な意味を見出す論者とは異なっている。このことは「多元主義とより整合的な道徳はどのようなものか」という問いを含意する。この問題を扱うのが、次章である。

第7章 多元主義と自由主義的寛容

バーリンによれば、多元主義とより整合的な道徳の1つとして自由主義、とりわけ「自由主義的寛容」をあげることができる。バーリンは、このことを独自のJ・S・ミル解釈を展開する中で述べているので、第7章ではバーリンとミルを関連付けて解釈するよう努めた。このようにミルに注目することで明らかになるのは、「理解」と「許容・受容」は概念的に区別されるということであり、「自由主義的寛容を信奉する人は、敵対する見解を受容・許容していないとしても、理解する必要はある」ということである。そして、7章では、この自由主義的態度に、バーリンが必ずしも賛成するわけではない思想的立場について多くのことを述べた理由を求めた。また、本章の後半部分においては、よく知られた「寛容のパラドックス」についても、バーリンとミルの見解の観点から1つの解決策を示唆している。

第Ⅲ部 実践としての「思想史」

第8章 ロマン主義の遺産

前章で述べたように、自由主義者であったバーリンの著述は、必ずしも賛成するわけではない思想的立場について論じたものがほとんどであるが、その具体例について論じたのがこの第Ⅲ部である。まず第8章では、ドイツで生まれたロマン主義の源泉・発展やその遺産を整理した。バーリンが解釈するロマン主義は啓蒙主義への自覚的反抗から生まれたものであり、まずは啓蒙主義の特徴を簡単に述べることから論を始めている。バーリンによれば、啓蒙主義はあらゆる領域に理性を適用しようとしたが、これに対してJ・G・ハーマンは理性

よりも芸術的直観による理解を重視し、後の思想家に大きな影響を与えた。また、通常、啓蒙主義者に属するとされるカントの倫理学にもロマン主義の源泉がある。つまり、カントの倫理学は意図せざる帰結としてロマン主義の誕生・発展に寄与することになった、というのがバーリンの論点である。最後に、本章の末尾では、ロマン主義の影響下で生まれた概念のいくつかを提示して、その遺産について論じている。

第9章 ナショナリズムの諸相

そして、ロマン主義の1つの政治的帰結としての近代ナショナリズムについて考察したのが、第9章である。ここでは、ナショナリズムの源泉と発展を整理するだけでなく、バーリンが重要だと言うナショナリズムとポピュリズムの区別にも注意を払った。J・G・ヘルダーに見出されるポピュリズムは政治的な主張ではなく、土着の文化の研究家、草の根運動の信奉者、ロシアのスラブ主義、ナロードニキ、キリスト教社会主義などに共通するものであるが、これらをナショナリズムと呼ぶことはできないため、ナショナリズムとポピュリズムは概念的にも歴史的にも区別される。また、本章ではポピュリズム以外にもヘルダーには興味深いテーゼ（表現主義、多元主義）が見出されると論じている。

第10章 ロシア・インテリゲンツィアの独創性

思想史研究における最後の分析対象としたのは、ロシア・インテリゲンツィアである。20世紀半ば頃においては、インテリゲンツィアを不合理な集団とする見解が一般的であったが、こうした風潮に抗してバーリンはインテリゲンツィアの独創性を一貫して主張していた。インテリゲンツィアのどこが独創的なのか。この問いに先述のロマン主義と関連付けて答え、なおかつ、バーリンがインテリゲンツィアから学びとった点を示したのが第10章である。代表的なインテリゲンツィアであったベリンスキーは、作家の社会批判というジャンルを確立するとともに、芸術の要求と社会の要求間のジレンマを示した。このジレンマはまだ誰も解決していないものであり、これを明確に示したことがベリンスキーの重要な貢献である。次に、本章の残りの部分では、ベリンスキーと同じくインテリゲンツィアの代表であったゲルツェンの重要性について論じた。バーリンはゲルツェンのことを「知的ヒーロー」と呼んでおり、本論文第Ⅰ部で見た「現実感覚」の重要性や第Ⅱ部で見た自由の価値についての見解をゲルツェンから学んだと述べていた。そして、ロシアの基準だけではなく、西欧の基準によって判断してもゲルツェンの政治理論は独創的であると論じている。このバーリンのゲルツェン論を分析し、独創性を示して本章の論述を終えている。

第Ⅳ部 批判と向き合う

第11章 シュトラウスらの相対主義批判

ここまではバーリンの思想をより包括的に分析することを目指した研究であったが、第Ⅳ部では、視点を変えて、これまでバーリンに寄せられた批判を検討する作業を行なっている。本章では、L・シュトラウスらバーリンの思想に「ドグマティズム」や「相対主義」の要素

を読み取る批判者を扱っている。シュトラウスやその弟子のT・パングルはバーリンの「二つの自由概念」の末尾部分には、矛盾が存在すると論じている。しかし、これはバーリンが受け入れるよりも強い仮定を設けて初めて成立する矛盾であり、その仮定を受容しないならば矛盾は成立しないと論じた。

第12章 テイラーの消極的自由批判

本章は、バーリンの友人であったC・テイラーの有名な消極的自由批判を扱っている。テイラーは、独自の哲学的人間学の観点から、消極的自由の根底にある貧弱な道徳心理学を批判し、消極的自由では自由主義においてもっとも人々を鼓舞するものである「自己実現」にかかわる部分を放棄することになる、とする。これに対して、本章の後半部分では、消極的自由の価値は、干渉されないこと自体に価値がある(プライバシーの感覚などに価値がある)ことに由来するのであって、自己実現への貢献だけによって、消極的自由の是非を評価すべきではないと反論している。加えて、テイラーの批判する消極的自由はバーリンの解釈するそれとは異なっていること、政治的自由としての消極的自由が扱われていないことも指摘した。最後に、バーリンとテイラーの多元主義の理解にも差異があると論じ、そのいくつかの含意を探っている。

第13章 ペティットの共和主義的自由

バーリンの「二つの自由概念」に代わる自由論として近年注目を集めているのが共和主義的自由の観念である。本章では、共和主義的自由の観念の主唱者であるP・ペティットの見解を取り上げ、バーリンの自由論と比較した。ペティットは「干渉の不在としての自由」という消極的自由に代わって、「支配の不在としての自由」を説くのであるが、その際に次のような点をバーリン批判の根拠としている。それは、まず第1に、他者の直接的な干渉がなくとも他者の支配下に置かれている人は自由ではないにもかかわらず、バーリンの消極的自由論ではこのような人を自由であるとしてしまう点、第2に、望ましい干渉さえも不自由に数えてしまう点である。ペティットは、この2点をもとにして包括的な共和主義理論を展開しているので本章の前半部分でそれを整理した後に、後半部分では検討を加えている。まず第2の点については、最終的には「法」概念のスキームの違いが主要な違いをもたらすと論じ、第1の点については、「干渉」という語の解釈次第では消極的自由と共和主義的自由にはさほど差異は生まれないと論じた。

第14章 ドゥオーキンの多元主義批判

R・ドゥオーキンは、バーリンの多元主義のもっとも強力な批判者であり、それに代わる一元主義的な理論を展開している。本章はこのドゥオーキンのバーリン批判を概観する。まずドゥオーキンの理論を素描した後に、バーリンとドゥオーキンのアプローチ方法と道徳的ジレンマの扱い方の違いについて論じ、政治理論における違いを明らかにする準備作業を行った。政治理論における中心的な争点は、自由概念と平等概念の間に対立があるのかどう

かであるが、バーリンはそうした対立がありうると論じ、ドゥオーキンは、そうした対立をもたらさないような自由概念と平等概念の解釈を採用すべきだとする。そして、ドゥオーキンは、実際にそのような解釈を提示することで、バーリンの多元主義を克服すべきだと述べている。本章の後半部分では、このドゥオーキンの解釈を検討し、ドゥオーキンの批判は一般的原理のレベルを想定するものであるのに対して、バーリンは個々の事例に注目すべきだと論じていること、それゆえに、結局のところ、アプローチ方法の違いが争点となっていることを示して、本章の論述を終えている。

第 15 章 多元主義と自由主義

近年、多元主義と自由主義の関係はどのようなものかという問題が注目を集めている。代表的な研究者である J・グレイと G・クラウダーはバーリンの著作に見出される多元主義と自由主義の関係を分析し、いくつかの批判を加えている。本章では、このグレイとクラウダーの批判を再構成し、両者の議論はバーリンを論駁する論証としては不十分であると反論を加えた。そして、グレイとクラウダーが吟味していない可能性がバーリンの著作には見出されると指摘し、最後に多元主義的自由主義の 1 つのモデルを素描した。

以上が、本論文の概要である。